

中央区協議会（東地域分科会）の公募委員を募集します

多様な地域住民の声を市政に反映させるために、市民目線で意見を述べていただく中央区協議会（東地域分科会）の公募委員を募集します。

中央区協議会（東地域分科会）委員とは？

【活動内容】 東地域に関係する事項について、市からの諮問について答申したり、地域課題について協議したり、地域の声を市政に反映させるために市民目線で意見を述べていただきます。

【募集人数】 1人 ※中央区協議会（東地域分科会）委員 20人のうち公募委員1人を募集するものです。

【任期】 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

【会議】 月に1回～2回程度
※会議は原則公開とし、開催は平日の昼間を想定しています。

【報酬】 5,000円/回（源泉徴収税額を控除した額のお渡しとなります。）

公募委員に応募するには？

【応募資格】 次の①～⑥の条件をすべて満たす人です。

- ① 中央区協議会（東地域分科会）の所掌区域内（別紙参照）に在住で、令和8年4月1日時点で満18歳以上の人
- ② 地域のまちづくりに関心を持っていて、広い視野で意見を述べられる人
- ③ 会議に出席可能な人
- ④ 浜松市が設置する他の附属機関の委員に令和8年4月以降に就任が予定されている場合、その数が1以下である人
- ⑤ 中央区協議会（東地域分科会）の委員に現在就任している場合、1期目である人
- ⑥ 浜松市議会議員及び浜松市職員でない人

【応募書類】 次の（1）（2）が必要です。

- （1）中央区協議会（東地域分科会）委員応募申込書
※申込書用紙は、別添のものをご使用ください。
なお、浜松市公式 Web サイト（中央区→中央区協議会→中央区協議会・東地域分科会）からもダウンロードできます。
- （2）小論文 テーマ「東地域の住みよいまちづくりについて（福祉、防災交通安全など）私の考えること」
上記のテーマについて、800字程度
・手書きの場合は市販の原稿用紙を使用
・小論文にも氏名を明記

【応募方法】 応募書類を、直接または郵送もしくはEメールにより東行政センター地域振興担当へ提出してください。なお、応募書類は返却いたしません。
＜東行政センター地域振興担当＞
住所：〒435-8686 浜松市中央区流通元町20番3号
（東行政センター3階）
Eメールアドレス：e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【募集期間】 令和7年12月5日（金）から令和7年12月22日（月）まで（必着）

選考はどのように行われるのか？

【選考方法】 中央区協議会（東地域分科会）推薦会（※）において、提出いただいた応募申込書及び小論文による審査を行います。場合によっては、面接することがあります。

なお、選考方法の詳細は、別添の「中央区協議会（東地域分科会）公募委員選考要領」を参照してください。

※【中央区協議会（東地域分科会）推薦会】

「浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則」第3条の規定により設置され、中央区協議会（東地域分科会）委員の選定に係る協議等を行います。委員は、現職の中央区協議会（東地域分科会）委員5人です。

【選考結果】 2月上旬を目途に、直接ご本人あて郵送にてお知らせします。

＜選考結果に関する情報の公開・開示＞

選考結果に関する次の情報は、関係条例の規定に基づき請求があった場合、公開又は開示します。

(1) 公開対象…選考された方の氏名

(2) 開示対象（本人に対してのみ開示）…選考された方の選考時の得点、
選考されなかった方の選考時の得点

＜問い合わせ、応募先＞

中央区協議会（東地域分科会）推薦会事務局
東行政センター 地域振興担当（東行政センター3階）

〒430-8652 浜松市中央区流通元町20番3号

TEL：053-424-0115

E-mail：e-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp